

熊本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

制定	平成31年	3月	8日	市長決裁
改正	令和元年	10月	11日	市長決裁
	令和2年	3月	25日	男女共同参画課長決裁
	令和4年	3月	30日	男女共同参画課長決裁
	令和4年	11月	30日	男女共同参画課長決裁
	令和5年	9月	28日	市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、第2次熊本市男女共同参画基本計画（平成31年3月8日策定）の理念に基づき、誰もがともにいきいきと、個性と能力を発揮できるまちの実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「性的マイノリティ」とは、典型的とされていない性自認又は性的指向を持つ者をいう。

2 この要綱において「パートナーシップ」とは、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである二者間の関係をいう。

3 この要綱において「宣誓」とは、パートナーシップを形成している者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が18歳以上であること。
- (2) 宣誓をしようとする者の少なくともいずれか一方が本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内へ宣誓の日から原則として14日以内に転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと。
- (4) 双方に宣誓に係る相手方以外にパートナーシップを形成している者がいないこと。
- (5) 宣誓をしようとする者同士が直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係にないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、揃って市職員の面前において次に掲げる書類に自ら記入し、市長に提出するものとする。

- (1) パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）
 - (2) パートナーシップの宣誓に関する確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）
- 2 宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入できないと市長が認めるときは、市職員及び双方の立会いの下で、これを代書させることができる。
- 3 市長は、宣誓をしようとする者に対し、次に掲げる書類を宣誓書に添付するよう求めるものとする。
- (1) 住民票の写し（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）（本市に住所を有しない場合にあっては、本市の区域内に転入する予定が記載された転出証明書（転出証明書が提示できないときは、現住所の住民票の写し（双方とも本市に住所を有しない場合は、少なくともその一方について本市に転入する予定があることが確認できる書類））
 - (2) 戸籍抄本・独身証明書、その他独身であることが確認できる書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- 4 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める場合は、同項の書類に類する書類（有効期間内であるものに限る。）によって代えることができるものとする。
- 5 市長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であって、宣誓をしようとする

する者本人の顔写真が添付されたもの

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

- 2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類、郵便物等を宣誓時に提示するものとする。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条に規定する要件を満たしていると認める場合は、当該者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第3号。以下「受領証」という。)又はパートナーシップ宣誓書受領証(カード式)(様式第4号。以下「受領カード」という。)のいずれか又は両方に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。この場合において、前条の規定により通称名を使用したときには、戸籍に記載されている氏名(外国人等の場合には、これに準ずるもの)を受領カードに記載するものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 前条の規定により受領証又は受領カードの交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該受領証又は受領カードの紛失、毀損等の事情により受領証又は受領カードの再交付を希望するときは、第11条の規定に基づき宣誓書が保存されている場合に限り、パートナーシップ受領証等再交付申請書(様式第5号)により申請することができる。第4条第5項の規定は、再交付を申請する者に係る本人確認について準用する。

- 2 前項に規定する申請があったときは、市長は受領証又は受領カードを再交付することができる。

(受領証等の返還)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長が指定する場所に宣誓者の一方又は双方がパートナーシップ解消等届(様式第6号)に受領証又は受領カードを添付し、市長に届け出なければならない。ただし、紛失等により受領証又は受領カードの返還が困難である場合は、添付を要しない。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
(2) 一方が死亡したとき。
(3) 双方が本市の区域内に住所を有しなくなったとき。(第10条に定める場合を除く。)

- 2 第4条第5項の規定は、前項の場合における本人確認について準用する。

(パートナーシップの宣誓の無効)

第9条 パートナーシップの宣誓は、次に掲げる場合には無効とする。

- (1) 宣誓者の間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
(2) 第3条各号のいずれかの規定に反しているとき。

- 2 前項第2号に該当する場合は、その該当する第3条各号の規定に反する事由が発生した時点以降に限って無効とする。

- 3 市長は、第1項の規定によりパートナーシップの宣誓を無効とした場合は、宣誓者に交付した受領証及び受領カードの返還を求めるものとする。

(自治体間での相互利用)

第10条 宣誓者が、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結している自治体へ転出する場合であって、「パートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書(様式第7号)」を提出したときは、継続して本市が交付した受領証を使用することができる。

- 2 本市と協定を締結している自治体から本市へ転入した者は、当該自治体が交付した受領証(継続使用の手続がされたものに限る。)を、本市において継続して使用することができる。

- 3 前2項の規定により継続して受領証を使用している者が、第8条第1項第1号及び第2号に該当した場合又は本市と協定を締結している自治体以外の自治体に転出した場合には、当該受領証を交付した自治体に返還するものとする。

- 4 第1項の規定により継続している受領証の再交付については、第7条各項の規定を準用する。

(宣誓書の保存)

第11条 市長は、宣誓書を10年間保存するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

パートナーシップ宣誓書

私たち、_____と_____は、熊本市パートナーシップの宣誓の
取扱いに関する要綱に基づき、お互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

年 月 日

(宣誓者)

フリガナ

氏名_____

(生年月日: 年 月 日)

フリガナ

(通称_____)

住所_____

(宣誓者)

フリガナ

氏名_____

(生年月日: 年 月 日)

フリガナ

(通称_____)

住所_____

(代書者)

氏名_____

【交付を希望するもの】

- パートナーシップ宣誓書受領証
パートナーシップ宣誓書受領証 (カード式)

【交付を希望するもの】

- パートナーシップ宣誓書受領証
パートナーシップ宣誓書受領証 (カード式)

注) 宣誓者の欄は自署してください。やむをえない場合は代書が可能ですが、代書者の欄に代書者の氏名をご記入ください。

(職員記入欄)

個人番号カード・旅券・免許証・その他()	個人番号カード・旅券・免許証・その他()
-----------------------	-----------------------

パートナーシップの宣誓に関する確認書

私たちは熊本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づく「パートナーシップの宣誓」をするにあたって、次の表の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないことを確認するとともに同要綱の規定を遵守することを誓います。

年 月 日

氏名 _____
(通称名 _____)

氏名 _____
(通称名 _____)

(代書者)
氏名 _____

要綱の規定	確 認 事 項	
	項 目	回 答 (該当する□に「レ」をご記入ください。)
(関係性) 第2条第2項	一方又は双方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力しあうことを約した関係である。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
(年齢要件) 第3条第1号	宣誓当日において、双方が満年齢18歳以上であること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
(住所要件) 第3条第2号	① 双方が本市に住所を有している。 ② 一方が本市に住所を有し、又は一方が本市への転入を予定している。 ③ 双方が本市に転入を予定している。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。 <input type="checkbox"/> 左記に該当します。 (予定日 年 月 日予定) <input type="checkbox"/> 左記に該当します。 該当者名 () (予定日 年 月 日予定) 該当者名 () (予定日 年 月 日予定)
(独身要件等) 第3条第3号、 第4号 第5号	双方に配偶者がいないこと（事実婚を含む）及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にないこと、並びに近親者でないこと。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
(宣誓書の保存) 第9条	宣誓書の保存期間は10年間であること。受領証の返還を受けたときや宣誓書双方が宣誓書の廃棄を希望するときは、保存期間内であっても市は宣誓を廃棄できる。	<input type="checkbox"/> 左記を確認しました。

パートナーシップ宣誓書受領証

_____様 _____様
(年 月 日生) (年 月 日生)

ここにお二人が、熊本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

お二人が人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを証することにより、いきいきと輝き、活躍されることを期待しています。

熊本市は、誰もがともにいきいきと、個性と能力を発揮できるまちの実現を目指しています。これからの人生をともに歩まれるお二人のご多幸を願います。

年 月 日

熊本市長 ○ ○ ○ ○

熊
本
市
長

様式第4号（第6条関係）

（表面）

第 号
パートナーシップ宣誓書受領証
熊本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、 パートナーシップの宣誓をされたことを証します。
様
様
年 月 日 熊 本 市 長 ○ ○ ○ ○
熊 本 市 長

（裏面）

熊本市は、誰もがともにいきいきと、個性と能力を発揮できるまちの実現を目指しています。

この受領証は、法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人が人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを証することにより、お二人がいきいきと輝き、活躍されることを期待しています。

また、これからの人生をともに歩まれるお二人のご多幸を願います。

この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

特記事項(戸籍上の名称等を記載しています)

備考

- 1 寸法は、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
- 2 特記事項欄には、再交付をした場合の交付年月日を記載する。

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

年 月 日付で交付されましたパートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を受けた
いので、熊本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条第1項の規定により申請
します。

再交付を希望する理由 (いずれかに○をしてください。)

- (1) 紛失
- (2) き損
- (3) その他 ()

【交付を希望するもの】

- パートナーシップ宣誓書受領証
- パートナーシップ宣誓書受領証 (カード式)

年 月 日

住所 _____

フリガナ
氏名 _____

フリガナ
(通称 _____)

住所 _____

フリガナ
氏名 _____

フリガナ
(通称 _____)

(代書者)

氏名 _____

(職員記入欄)

個人番号カード・旅券・免許証・その他 ()	個人番号カード・旅券・免許証・その他 ()
------------------------	------------------------

パートナーシップ解消等届

熊本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により、

受領証・受領証(カード式)を返還します。

受領証・受領証(カード式)を紛失等で返還できませんが、下記のとおりお届けします。

【返還の理由(いずれかに○をしてください。)

(1) パートナーシップの解消

(2) 宣誓者の死亡

亡くなった方 氏名
死亡日

(3) 双方が熊本市から転出

転出した方 氏名
(いずれか遅い方) 転出日 年 月 日

年 月 日

住所 _____

フリガナ
氏名 _____

フリガナ
(通称名 _____)

住所 _____

フリガナ
氏名 _____

フリガナ
(通称名 _____)

(代書者)

氏名 _____

(職員記入欄)

個人番号カード・旅券・免許証・その他()	個人番号カード・旅券・免許証・その他()
-----------------------	-----------------------

パートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書

熊本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第10条第1項の規定により、受領証の継続使用を申請します。

なお、本申請書（写し）を転入自治体へ提供することに同意します。

年 月 日

(現住所（転出元住所）)

住所 _____

氏名 _____

TEL _____

住所 _____

氏名 _____

(新住所（転入先住所）)

住所 _____

住所 _____

(代書者)

氏名 _____

※2名分の受領済みの熊本市パートナーシップ宣誓書受領証の写し及び本人の確認ができる書類の写しを添付して提出してください。

(職員記入欄)

個人番号カード・旅券・免許証・その他()	個人番号カード・旅券・免許証・その他()
-----------------------	-----------------------